

燕市告示第 327 号

燕市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年燕市告示第73号）
の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 29 日

燕市長 佐 野 大 輔

別表中「介護予防訪問介護相当サービス」を「従前相当サービス」に、
「訪問型サービス A」を「サービス・活動 A」に、「訪問型サービス B」を
「サービス・活動 B」に、「訪問型サービス C」を「サービス・活動 C」に、
「訪問型サービス D」を「サービス・活動 D」に、「介護予防通所介護相当サ
ービス」を「従前相当サービス」に、「通所型サービス A」を「サービス・
活動 A」に、「通所型サービス B」を「サービス・活動 B」に、「通所型サ
ービス C」を「サービス・活動 C」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。